

令和5年度 柳川市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項及び政令等に定める施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達の対象品目例

(1) 物品の例

- ア 事務用品（「CROWNオフィス図鑑」掲載の物品）
- イ 食品類（パン類、菓子類、コーヒー、弁当、加工食品 等）
- ウ 農産物（野菜 等）
- エ 日用品（木工製品、和紙工芸、ふきん、ぞうきん、コースター 等）
- オ 記念品・小物類（ストラップ、デコバージュ製品、キーホルダー 等）
- カ 印刷物（押し花名刺、デザイン名刺 等）
- キ その他（バイオディーゼル燃料 等）

(2) 役務の例

- ア 清掃・メンテナンス（建物清掃、除草等）
- イ 選別・検品・リサイクル（農産物選別、加工品検品、牛乳パックリサイクル等）
- ウ その他（信書便、メール便、加工・梱包作業、資料整理作業 等）

5 令和5年度調達目標

前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

6 調達推進の方法

この調達方針の担当は保健福祉部福祉課障がい者福祉係とし、障がい者就労施設等が供給可能な物品等について情報を収集し、各機関に情報提供を行うものとする。

- (1) 福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等について、福岡県が公表している「まごころ製品ショップ」ホームページ等により各課等へ情報提供する。
- (2) 各課等は、イベントや行事の実施等の際には、障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努める。なお、事務用品については、各課ごとに目標額を定め、たうえで共同受注窓口（まごころ製品ショップ）を通じて購入することにより、優先調達に努めることとする。
- (3) 各課等は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定に基づき、障がい者就労施設等との随意契約の活用を検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく市ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運營業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。
- (2) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先し障がい者就労施設等からの物品の購入に努める。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。